

**(問5) 特別支援学校や特別支援学級、通級による指導の教育課程はどうなっていますか。**

(1) 特別支援学校の教育課程

特別支援学校の教育課程は、教育課程に関する法令に従い、各教科、道徳、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間についてそれらの目標やねらいを実現するよう学年や障害の状態、発達段階等に応じ、教育の内容を授業時数との関連において総合的に組織した各学校の教育計画であると言えます。

特別支援学校の教育課程は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずるとともに、障害に基づく種々の困難を主体的に改善・克服するために「自立活動」という特別の領域を設けています(図3)。

各教科	道徳	特別活動	自立活動	総合的な学習の時間
-----	----	------	------	-----------

図3 特別支援学校の教育課程(中学部)  
「健康の保持」「心理的な安定」「環境の把握」「身体の動き」「コミュニケーション」という5つの区分と22の項目からなっています。

また、複数の障害を併せもち、学習が著しく困難な児童生徒については、自立活動を主とした教育課程を編成したり、訪問教育(障害のため通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対して、教員を派遣して教育を行うこと)の教育課程を編成したりすることができます。

さらに、知的障害のある児童生徒については、領域・教科を合わせた指導を中心とするなどの知的障害者を教育する特別支援学校の教育課程があります。

**知的障害者を教育する特別支援学校の小学部又は中学部の教育課程**

小学校又は中学校の教育課程と比較すると次の点が異なっています。

小学部には生活科が6年間にわたってあり、社会、理科、家庭の3教科がなく6教科で編成されている。また、総合的な学習の時間がない。

中学部には、中学校の「技術・家庭」に代わる教科として「職業・家庭」があり、「外国語」が選択教科とされている。

各教科等の内容は、学年毎又は2学年をまとめて示されているのではなく、小学部では1段階、2段階、3段階と概括的に示されている。

領域・教科を合わせた指導ができる。

知的障害者を教育する特別支援学校の小学部の教育課程は、生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育、道徳、特別活動、自立活動で編成されます。

小学部の国語科の内容は、「聞く・話す」「読む」「書く」の三つの観点から構成されています。「書く」という観点には次のように示されています。

第1段階 いろいろな筆記用具を使って書くことに親しむ。

第2段階 文字を書くことに興味をもつ。

第3段階 簡単な語句や短い文を平仮名などで書く。

知的障害のある児童生徒の教育では、教科ごとに分けて指導を行うのではなく、各教科や領域の内容を合わせて指導する「領域・教科を合わせた指導」が効果的な場合が多くあります。

知的障害者を教育する特別支援学校では従前から「日常生活の指導」「遊びの指導」「生活単元学習」「作業学習」が実践されてきています。

## (2) 特別支援学級の教育課程

特別支援学校の学習指導要領を参考に特別の教育課程を編成することができます。特に、知的障害のある児童生徒を指導する特別支援学級では、知的障害者を教育する特別支援学校の教育課程を参考にして、領域・教科を合わせた指導などがありますが、総合的な学習の時間は設定しなければなりません。

### 留意事項 各教科等の取扱い

小学校の知的障害のある児童を指導する特別支援学級では、各教科を小学校の9教科で編成することもできるし、知的障害者を教育する特別支援学校の6教科で編成することもできます。

知的障害者を教育する特別支援学校の生活科の内容の中には、知的障害の程度が比較的軽い児童が高学年段階に達した場合でも必要なものが少なくないことを考慮すると、6教科で編成するとともに、より指導の効果を高めるために領域・教科を合わせた指導を行う方が、児童の実態に即した教育課程の編成になります。領域・教科を合わせた指導を行うとともに、社会や理科、家庭も同時に編成するということは、知的障害者を教育する場合の教育課程として一般的とは言えません。

### 留意事項 道徳及び自立活動の取扱い

知的障害のある児童生徒を指導する特別支援学級では、児童生徒の特性等を考慮すれば、道徳及び自立活動の指導は道徳の時間における指導及び自立活動の時間における指導よりも、領域・教科を合わせた指導による方が児童生徒の実態に即した指導と言えます。

なお、道徳の指導では、領域・教科を合わせた指導の指導計画を作成する際に道徳の内容が適切に含まれるようにし、全体として道徳教育の目標が達成されるよう配慮する必要があります。

また、自立活動の指導では、自立活動の時間を設けて指導する、しないに関わらず、個々の児童生徒に必要な自立活動の内容を個別の指導計画において明らかにしておくことが必要です。

### 留意事項 交流教育の実施

交流教育は、緻密な計画の下に個々の児童生徒への配慮が十分なされた上で実施する必要があります。

また、実施に際しては、特別支援学級と通常の学級のそれぞれの教育課程を尊重し、それぞれの教育課程を一層充実したり補完したりするための指導目標及び指導内容の設定が大切です。

交流教育の実施に係る授業時数は、適切な指導目標や指導内容の設定、当該特別支援学級の児童生徒の時間割・指導体制等を踏まえて設定する必要があります。

特別支援学級の児童生徒が通常の学級の授業に参加することを多くすると、特別支援学級では、いつも何名かの児童生徒が不在という状態になり、特別支援学級における学習活動が成り立たなくなります。

交流教育を積極的に進めるということは、特別支援学級の児童生徒を通常の学級にできるだけ多くの時間参加させるということではありません。

### 留意事項 中学校の特別支援学級担任教員の免許外教科の教授担任許可

中学校の特別支援学級において各教科を指導するに当たっては、当該教科の免許状が必要です。

当該教科の免許状を有しない者が指導するためには、「教育職員免許状に関する規則（昭和43年広島県教育委員会規則第12号）」及び「免許外教科の教授担任許可に関する審査基準（平成15年4月1日広島県教育委員会）」の規定に基づき、県教育委員会の許可を得る必要があります。

なお、次に該当する場合、免許外教科の教授担任許可は要しません。

教科を統合するなど、特別の教育課程を編成している場合

文部科学省の検定を受けた当該学年の教科用図書を使用せずに、他の適切な教科用図書を使用している場合

T・T（ティーム・ティーチング）による授業を実施するに当たり、補助的な役割として授業に参加する場合

児童生徒の実態に応じ、指導内容・方法を工夫するとともに、教師間の連携に努めましょう。



### 留意事項 指導要録の記入

「入学時の障害の状態」については、転入学の児童生徒及び通常の学級に在籍していた児童生徒が特別支援学級に在籍することとなった場合についても記入する必要があります。

また、知的障害者を教育する特別支援学校の教育課程を参考にして、領域・教科を合わせた指導を行っている場合は、様式に示されているとおり、教科・領域別に記入します。

### (3) 通級による指導の教育課程

通級による指導では、特別な教育課程を編成し、特別な指導（自立活動及び教科指導の補充）を教育課程に加えたり、一部に替えたりすることができます。自立活動を行う場合には特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考として実施します。

授業時数は、LD及びADHDの児童生徒の場合は、年間10単位時間から280単位時間までを標準とし、それ以外の場合は年間35単位時間から280単位時間までを標準としています。

#### 留意事項 教科指導の補充の取扱い

教科指導の補充とは、障害の状態に応じた各教科の内容を補充するための特別な指導であり、単なる教科の学習の遅れを補充するための指導ではありません。

##### 教科指導の補充の内容例：言語障害

###### 国語

- ・教科書の文章の音読に関し、的確な発音で、かつスムーズに行うことができるようにする指導
  - ・教科書の文章をもとに、感想や意見、質問をまとめて話すことができるようにする指導
- ###### 音楽
- ・歌唱に関し、的確な発音で、かつスムーズに行うことができるよう自信をもたせる指導

##### 教科指導の補充の内容例：難聴

###### 国語

- ・新出語句の意味・用法を児童生徒の言語力に依りて的確に理解させ、定着させるための指導
  - ・教科書の文章の音読に関し、発音に留意しながらできるだけ正確に読むことができるようにする指導
- ###### 音楽
- ・歌唱、楽器の演奏に関して、補聴器を活用しながら、より適切に行うことができるようにする指導

##### 教科指導の補充の内容例：弱視

###### 国語

- ・形が似かよった漢字や画数の多い漢字などを正確に書くことができるようにする指導
- ###### 社会
- ・複雑な地図を正確に読み取ることや白地図に正確に記入することができるようにする指導
- ###### 算数
- ・正確に作図することやグラフの目盛りを正確に読み取ることができるようにする指導
- ###### 理科
- ・野外観察、実験器具の取扱い、複雑な実験内容などの理解を補うための指導
- ###### 図画工作
- ・各種用具類の使い方や細かい作業を正確・安全に行うことができるようにする指導

#### 留意事項 指導要録の記入

通級による指導を受けている児童生徒の指導要録の記入については、様式「指導に関する記録」の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導の内容や結果等を記入します。

なお、指導要録の記入は、当該児童生徒が在籍している通常の学級の担任教員が、通級による指導を担当する教員が作成する通級による指導の記録に基づいて行います。

#### 引用・参考文献

文部科学省「盲学校、聾学校及び養護学校教育要領・学習指導要領（平成11年3月）」改訂版、国立印刷局、平成16年

文部省「盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領（平成11年3月）解説 - 各教科、道徳及び特別活動編 - 」東洋館出版社、平成11年

文部省特殊教育課内特殊教育研究会編著「通級による指導の手引 - 解説とQ & A - 」第一法規